

神戸大学経営協議会について

- 目的： 経営協議会は、国立大学法人法により、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として置くことが義務づけられている。
- 組織： 学長、理事、事務局長のほか、学外から大学に関し広くかつ高い識見を有する者 10 人。学外委員の任命については、国立大学法人法に基づき、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命することとなっている。
- 委員の任期： 平成22年4月1日から2年間
- 審議事項： (1) 中期目標についての意見（本学が国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項のうち、経営に関するもの
(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの
(3) 学則（経営に関する部分に限る。）、会計規則、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
(5) 組織及び運営の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項
(6) 法第 12 条第 2 項第 1 号に規定する者の選出に関する事項
(7) その他経営に関する重要事項

(神戸大学の運営機構図)

